

夏季休業終了以降の県立学校における 新型コロナウイルス感染症への対応について

令和3年9月13日
長野県教育委員会

○夏季休業終了後から9月12日までの期間

夏季休業期間の終了時期を迎え、人流増加によりさらなる感染拡大が懸念されたことから、県立学校において以下の対策を実施。

- ・各校の状況に応じて、対面授業とオンライン授業や自宅での課題学習を併用しながら、生徒同士の接触機会を低減させる。(特別支援学校を除く。)
- ・感染リスクの高い学習活動は実施しない。
- ・学校行事については、原則実施しないこと。文化祭については、実施日時の変更が難しい場合、規模を縮小したり、人との接触機会を低減させる対策を取ったりした上で実施する。
- ・進路や就職の指導は、この期間に必要なもののみ実施する。
- ・部活動は、原則実施しない。

ただし、公式大会※出場予定者等は、傷害・事故防止、技能の維持の観点から最小限の活動は認める。

※高体連、高野連、高文連、中央競技団体等が主催する県大会、ブロック大会(北信越大会等)、全国大会

- ・「新型コロナウイルス感染症対策に係る県立学校運営ガイドライン」に基づき、引き続き感染症対策を徹底。

○9月13日以降について

「医療非常事態宣言」が解除され、「医療警報」を発出するとともに、全県の感染警戒レベルが4になったことを受けて、県立学校において以下の対策を実施。

- ・通常登校を基本とするが、地域の感染状況に応じて対面、オンライン及び自宅での課題学習の併用授業へ即座に切り替えられるよう準備する。
- ・徹底した感染症対策を講じてもなお感染リスクが高い学習活動は行わない。
- ・徹底した感染症対策を講じても安全な実施が困難である学校行事は、中止または延期する。
- ・部活動において、徹底した感染症対策を講じてもなお感染リスクが高い活動は行わない。ただし、公式大会出場予定者等は、傷害・事故防止、技能の維持の観点から最小限の活動は認める。また、学校が独自に行う合宿等は行わない。
- ・「新型コロナウイルス感染症対策に係る県立学校運営ガイドライン」に基づき、引き続き感染症対策を徹底。

※ 市町村教育委員会に対して県の取組を周知し、感染症対策の取組を依頼。